
母子保健指導部に参加しませんか？

～毎月開催の研修会のご案内～



● 日本家族計画協会 母子保健指導部 とは

日本家族計画協会がサポートしている組織で、会員によって自主的に運営されています。

この研修会では、毎回第一線で活躍する講師をお招きし、母子保健に関する様々なテーマを取り上げ、2021年度は年間6回のオンラインによる研修を予定しております。ぜひご入会いただき、最新の知識を学ぶブラッシュアップの場としてご活用ください。

● 入会資格 母子保健指導に携わる保健師・助産師・看護師 等

● 年会費 15,000円（税込、2021年度4月から翌年3月分の研修会参加費含む）

● 会員特典 会員には、会員証が交付され、2021年度に開催される研修会に参加することができます。また、研修会の配布がある場合には、資料をご自宅に郵送致します。

● 入会方法 ①母子保健指導部規則をご確認の上、下記の入会申込書に必要事項をご記入いただき、FAXまたは郵送でお送りください。 ②下記振込口座に会費のお振込みをお願いいたします。納入が確認できた時点で入会手続きは完了となります。 *母子保健指導部規則はこちらをご覧ください→ www.jfpa.or.jp/seminar/kisoku.pdf

※ 年会費振込先 金額：15,000円（税込、4月～翌年3月分）

<p>ゆうちょ銀行（ATM、ゆうちょダイレクト、郵便振込み）から お振込みの場合</p> <p>口座番号：00130—6—24769</p> <p>加入者名：母子保健指導部</p> <p>※振込手数料はご負担ください</p>	<p>他の金融機関（ゆうちょ銀行以外）からお振込みの場合</p> <p>銀行名：ゆうちょ銀行 金融機関コード：9900 店番：019 預金目：当座 店名：〇一九店（ゼロイチキュー店） 口座番号：0024769 加入者名：母子保健指導部 ※振込手数料はご負担下さい</p>
--	---

● 研修会申込方法

オンライン研修の視聴には、日本家族計画協会のホームページよりWEB会員（無料）になっていただき、同ホームページよりご自身でお申込みをいただく必要がございますのでご注意ください。

日本家族計画協会ホームページ (<https://www.jfpa.or.jp/>)

ご視聴はインターネットに繋がるパソコンなどの端末でご覧いただくことが可能です。

〔ご入会方法・視聴方法についてのお問い合わせ・入会申込先〕

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 1-10 保健会館新館

日本家族計画協会 母子保健指導部 事務担当者まで Tel. 03-3269-4785 Fax. 03-3267-2658

日本家族計画協会 母子保健指導部 <入会申込書>

年 月 日

氏名 ふりがな ()	資格 保健師・助産師・看護師・() その他 ()
住所 〒	
電話番号 ()	
所属（勤務先） 電話番号 ()	
生年月日 昭和・平成 年 月 日 (歳)	

年会費を 月 日 までに口座へ振り込みます。

20210510

第1章 総 則

第1条 名 称

この会は 日本家族計画協会母子保健指導部 と称する。
設立 昭和48年7月12日

第2条 所在地

この部の所在地は副会長宅に置くこととする。

第3条 目 的

この会は母子保健の向上をはかるため、現代的感覚と高度な技術を身に付けた優秀な母子保健指導員を育成強化することを目的とする。

第4条 事 業

この会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 指導に必要な教材の開発および情報提供
- (3) そのほか、この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 資 格

会員は母子保健に携わる有資格者（保健師・助産師・看護師・栄養士・保育士等）とする。

第6条 義 務

会員は会費を納入しなければならない。

第7条 入 退 会

入会 本人の届出をもって入会とする。

退会 次のいずれか一つに該当する場合は退会したものとみなす。

- (1) 本人よりの申し出（退会届を提出する）
- (2) 死亡
- (3) 会費納入期限（別に定める）を過ぎて未納の者

第8条 除 名

指導部の名誉を著しく傷つける行為をした者。

第9条 慶 弔

- (1) 会員及び日本家族計画協会母子保健指導部功労者が、逝去された場合。
- (2) 慶事及び不測の事態が生じた場合は、別途協議する。

第3章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----------------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 書記 | 1名 |
| 会計 | 2～3名 *各地区の持ち回りとし、任期終了を一名ずつ交代とする。 |
| 会計監査 | 1名 |

2. 地区役員は原則として下記地区から一名ずつ選出する。（役員との兼任も可）

- ① 23区 ②三多摩 ③埼玉 ④千葉 ⑤神奈川

3. 役員任期は原則として2年（会計監査は1年）とするが、再任を妨げない。

4. 役員会として、必要時、業務執行をそれぞれ分担して行う個別業務分野の責任者として執行役員を置くことができる。
この場合の執行役員の任期は1年とし、役員会で任免・昇任を決議するものとする。

以上の役員には手当を支給する。支給額は役員のカ裁量による。

第4章 総 会

第11条 定 足 数

総会は、委任状も含め過半数の出席をもって開催できる。

第12条 表 決

表決は、出席者の過半数をもって決定する。

第5章 会 計

第13条 本会の会計は、3月に始まり翌年2月に終わる。

第14条 本会の運営は、年会費及び当日会費の収入による。

- (1) 年会費 15,000 円 (振込手数料別、4月～翌年3月)

*原則として5月末日までに郵便振替にて一括納入。

口座番号：00130—6—24769

加入者名：母子保健指導部

*振替口座の管理は副会長が行う。

- (2) 当日会費

会員外の当日参加者の会費は、その都度決定するものとし当日会費収入とする。(当日会費は原則4,000円、講義内容により変動する)

2. 会員証

年会費納入者に交付。

会員証は年度単位とし、年会費の領収証を兼ねる。

第6章 細 則

第15条 研修会の開催

研修会日時は、毎月第2火曜日 午後1:30～3:30

但し、祝日と8月はお休みとする。

第16条 寄付について

災害時や母子保健関連の寄付は総会の評決をもって行う。但し、急を要する時は、研修会の出席者の承諾を得て行う。

以上

第7章 附 則

この規則は、昭和54年3月 制定。日本家族計画協会 母子保健指導部

平成9年3月、平成11年3月、平成13年3月、平成16年3月、平成17年3月、平成18年3月、平成21年3月
平成22年3月 平成25年3月、平成27年3月、平成28年3月、平成30年3月、平成31年3月、令和2年3月

一部改訂